

23 写真業者の選手撮影許可要項

公益財団法人日本中学校体育連盟の主催する全国中学校体育大会の写真撮影について

- 1 公益財団法人日本中学校体育連盟（以下、「本連盟」という）の主催する全国中学校体育大会の写真撮影（含・ビデオ撮影）は、本連盟に登録された賛助会員の写真業者に限る。
- 2 本連盟の賛助会員を希望する写真業者は、賛助会員としての「目的・協賛内容・付帯事項・有効期限・協議事項」等の記された「覚書」を交わすこと。
- 3 本連盟の賛助会員である写真業者が、全国中学校体育大会の各競技を撮影するためには、下記の手続きを行わなければ撮影をすることができない。
 - ①撮影許可申請書の提出と許可証の受領
 - ・夏季大会 → 提出期間 5月1日～6月15日
 - ・冬季大会 → 提出期間 10月1日～11月1日
 - ※提出先等 … 本連盟事務局 → 「撮影許可書」を受け取る。
 - ②各競技毎実行委員会への許可申請と許可確認
 - ・夏季大会 → 締め切り 7月1日
 - ・駅伝大会 → 締め切り 11月10日
 - ・スキー、スケート、アイスホッケー大会 → 締め切り 12月15日
 - ※提出物 … 本連盟発行の「撮影許可書のコピー」
 - ※提出先 … 開催地実行委員会 → 開催地実行委員会から撮影許可を受ける。
- 4
 - (1) 本連盟から撮影を許可された写真業者であっても、全国大会開催地実行委員会の許可を取らなければ、大会を撮影することはできない。
 - (2) 本連盟及び開催地実行委員会から撮影許可を受けた写真業者は、本連盟の用意した撮影用ビブスを着用し撮影すること。
 - (3) 開催地実行委員会から撮影を許可された写真業者は、撮影場所、条件等について開催地実行委員会の指示を受け、大会運営に支障をきたさないよう配慮し撮影を行うこと。指示に従わない場合は、撮影を止めることもある。
 - (4) 報道関係者・スポーツ雑誌社等で写真撮影を希望する者は、開催地実行委員会の許可を受け本連盟で用意した報道関係用ビブスを着用すること。
- 5 個人情報・肖像権等の取り扱いについては十分に配慮し、「個人情報の保護に関する法律」に反しない取り扱いをすること。特に、インターネットを利用した販売については、「個人情報の保護に関する法律」に触れないよう十分に配慮し、個人のプライバシーが侵されることのないよう細心の注意をはらうこと。（現在は、インターネットを利用した販売は認めていない。）
- 6 写真（ビデオ）撮影許可を受けようとする写真業者は、下記の概要が「個人情報保護方針」に記載されていること。又、記載内容を「会社案内」に添えて、本連盟に提出すること。

「業者に課せられる義務の概要」

 - ①利用目的の特定
 - ②安全管理に関する措置
 - ③従業員・委託先の管理・監督
 - ④第三者提供の制限
 - ⑤本人からの開示等の要求への対応
 - ⑥苦情処理
- 7 開催地実行委員会とのプログラム広告協賛等については、本連盟ではなく、開催地実行委員会と話し合うこと。
- 8 上記の項目に記載されていない事柄については、写真撮影運営細則に従うこと。
- 9 その他、疑問が生じた場合は、本連盟又は、開催地実行委員会と十分に話し合うこと。

- 附則
- 1 この要項は、平成18年度全国中学校体育大会より施行する。
 - 2 平成25年5月17日改正。